第七条の十九第一項中「控除対象外国所得税の額」の下に「及び同法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額」を加え、同条第二項中「控除限度額（」の下に「当該年において同法第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下この項及び第四項において「非居住者」という。）であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあつては、当該年の所得税法施行令第二百五十八条第四項第一号に規定する控除限度額。」を加え、「。以下この条」を「。以下この項及び第四項」に改め、「）において課された外国の所得税等」の下に「（当該年の前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に非居住者であつた年において課されたものを除く。）」を加え、「所得税法第九十五条、」を「同法第九十五条及び第百六十五条の六の規定並びに」に、「及び法」を「及び」に改め、同条第四項中「計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二」を「計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項」に、「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に、「（同令第二百二十五条第三項」を「から同令第二百二十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額（非居住者であつた年（所得税法第百二条の規定の適用を受ける年を除く。）にあつては同令第二百九十二条の十一第四項に規定する国税の控除余裕額から同令第二百九十二条の十二第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額とし、所得税法第百二条の規定の適用を受ける年にあつてはその年において納付することとなる同令第二百五十八条第四項第一号に規定する控除対象外国所得税合計額がその年の国税の控除限度額に満たない場合における当該国税の控除限度額から当該控除対象外国所得税合計額を控除して得た額から同令第二百二十五条第三項」に、「除く。以下この条及び第四十八条の九の二」を「除いた額とする。以下この項及び第四十八条の九の二第五項」に、「残額（以下この条及び第四十八条の九の二」を「残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項」に改め、同条第五項中「同条の外国の所得税」を「同条第一項に規定する外国所得税」に改め、「翌年度分」の下に「及び同法第百六十五条の六の規定により同条第一項に規定する外国所得税の額を控除する年度の翌年度分」を加える。

第八条の五を次のように改める。

（法第五十二条第四項の政令で定める日等）

第八条の五　法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、第六条の二十四第一項に規定する日とする。

2　法第五十二条第五項に規定する政令で定める日は、第六条の二十四第二項に規定する日とする。

第八条の九第一項中「第六十八条の九第十一項、」を削り、同条第二項第一号中「第四十二条の四第十一項、」及び「第六十八条の九第十一項、」を削る。

第八条の十第一項中「第四十二条の四第十一項、」を削る。

第八条の十二第二項中「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に、「第九条の七第十九項」を「第九条の七第二十項」に、「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改める。

第八条の十五中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「同条第五項の」を「同項の」に、「基因して同条第七項」を「基因して法第五十三条第七項」に改める。

第八条の十六中「九年以内」を「十年以内」に、「合併法人等九年前事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度等開始日」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「被合併法人等九年前事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前事業年度等開始日」を「当該合併法人等十年前事業年度等開始日」に改める。

第八条の十八中「前九年内連結事業年度」に、「のうち同条第九項」を「のうち法第五十三条第九項」に、「同条第九項の」を「同項の」に、「基因して同条第十項」を「基因して法第五十三条第十項」に改める。

第八条の十九中「九年以内」を「十年以内」に、「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に、「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日」を「当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日」に改める。

第八条の二十一中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める。

第八条の二十二中「九年以内」を「十年以内」に、「合併法人等九年前事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度等開始日」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「被合併法人等九年前事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前事業年度等開始日」を「当該合併法人等十年前事業年度等開始日」に改める。

第八条の二十四中「前九年内連結事業年度」に、「のうち同条第十五項」を「同項の」に改める。

第九条中「九年以内」を「十年以内」に、「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に、「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日」を「当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日」に改める。

第九条の七第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同条第二項中「第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額」の下に「に第五項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額」を加え、「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に、「第八項」を「第九項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二十九項中「第七項又は第九項」を「第八項又は第二十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を第二十一項とし、第十九項を第二十項とし、同条第十八項中「同条の外国の法人税」を「同条第一項に規定する外国法人税」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十四項中「第八項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第二号中「第七項後段」を「第八項後段」に改め、同号イ中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第八項」を「第九項」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第八項」を「第九項」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第八項」を「第九項」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第八項」を「第九項」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第一項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

1　法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十七条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

第九条の九の四第三項第四号及び第九条の九の五第三項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月」に改める。